

## 組合員の皆様

2015年2月13日

### 2015/16 保険年度の保険更改について

更改事項について最新情報をお知らせします。

#### 1 P&I、オフショア、ディフェンス各クラスのルール改定

2014年12月3日付回覧でお知らせした改定案が、2015年1月27日開催のメンバー会議で承認されました。

#### 2 2015/16保険年度のでん補限度額

船主を加入者とする保険のでん補は、油濁、船客、船員に関するものを除くすべてのリスクについて、これまで通り、オーバースピル・クレーム・ルールの規定を限度とします。正確な規定上の文言については、当該ルールをご参照ください。

油濁リスクに対するてん補限度額は、1事故あたり10億ドルとします。船客および船員に関するクレームのでん補限度額は1事故あたり総額30億ドルとし、うち船客に関するクレームは1事故あたり20億ドルを上限とします。各限度額に関する正確な規定上の文言については、当該ルールをご参照ください。

追加の標準外リスクに対するてん補額は、これまで通り、クラブ管理者が同意し、加入証明書 (Certificate of Entry) に記載される金額が上限となります。

傭船者を加入者とする保険のでん補、共同加入等 (joint entrants / co-assureds) の傭船者のでん補、コンソーシアム契約に関するてん補は、別途加入証明書に記載がない限り、3億5000万ドルをP&Iリスクのでん補限度額とします。

.. / ...



### 3 免責金額

理事会は下記の標準免責額を承認しました。別途合意がない限り、これが適用されます。

- **P&Iクラス：** すべてのクレームについて1事故あたり12,000ドル
- **ディフェンスクラス：** 各クレームの25%（最低免責額10,000ドル）
- **ロンドンクラス：** すべてのクレームについて1事故あたり1,400ユーロ

### 4 戦争危険

標準的担保の場合の戦争・テロ危険特別担保は、これまで通り、5億ドルを限度額として提供します。追加担保を設定する場合の戦争・テロ危険特別担保は、引き続き、当クラブが個別に同意し加入証明書に記載された金額と1億ドルのいずれか低い方が限度額となります。船主の生化学兵器等リスクの担保は、引き続き3000万ドルを限度額とします。

### 5 米国のテロ危険

理事会は、2015年米国テロリズム危険保険再承認法（*US Terrorism Risk Insurance Program Reauthorization Act 2015*）に定義されるテロ行為に対する担保を次保険年度も提供することを決議しました。同法が適用される当クラブ加入船舶はきわめて少数ですが、適用資格を有する船舶は、1加入G/T当たり0.25セントがかかるテロ行為のリスクに対する保険料とみなされ、全体の保険料の中に含まれます。同法の規定に基づき、米国政府は、対象となるテロ行為による損失に対するてん補額のうち、当該保険担保を提供する保険会社によって支払われる法定免責額（保険会社の保険金支払責任限度額）を超える額の一定割合を支払います。

同法（改正後）は、政府補償に関するトリガー条項（政府補償プログラムの発動条件）も定めています。すなわち、同法適用対象と認められたテロ行為における保険業界全体の損失額が一定額、つまりトリガー金額（現行1億ドル）を超えない限り、保険会社は政府補償を受けることができません。さらに、任意のプログラム年度における保険業界全体の損失額が1000億ドルを超える場合、超過分については、米国政府は一切補償金を支払わず、保険会社も自社の支払責任限度額まで支払った後は、1000億ドルを超える部分について一切支払い責任を負わないものとします。

### 6 ブルーカード

当クラブは、CLC条約（油濁民事責任条約）、バンカー条約、船客に対する賠償責任に関するEU規則のブルーカードを次保険年度の加入船舶に発行します。ブルーカードは、更改条件に合意前でも、組合員が、当クラブまたは国際グループに所属している別のクラブと契約更改することを約する書面を当クラブに提出することを条件に発行されます。

海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約についてもブルーカードを発行し、組合員が締約国から証書を取得できるようにします。証書は、同条約が発効する2015年4月14日付で発行されます。

.. / ...

## 7 保険料および解除保険料

2015年1月27日に開催されたクラブ理事会でクラブの財務状況を審査しました。P&I、ディフェンス、ロンドン各クラスについて、勘定未閉鎖保険年度の追加保険料が必要になることはないと思込んでいます。

P&Iとディフェンス両クラスの解除保険料については、2012/13保険年度は年間保険料の3%、2013/14保険年度は同4%、2014/15保険年度は同8%で確定しました。

ロンドンクラスの解除保険料については、2012/13保険年度は予定保険料の3%、2013/14保険年度は同4%、2014/15保険年度は同0%で確定しました。

## 8 未払いの保険料

保険更改は、2015年2月20日時点でクラブへの未払いがないことを条件としています。未払いがある場合、2015年2月20日から当該未払いが支払われるまでの間、てん補は更なる通知なく停止します。組合員がブローカーを指名する場合、ブローカーはあくまでも組合員の代理人であることに留意してください。ブローカーに保険料を支払っても、クラブに支払ったことにはならず、保険料がクラブに確実に支払われるようにする責任は組合員にあります。

以上

Jeremy Grose  
Chief Executive  
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835  
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです)